

平成24年(ワ)第206号 柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求事件

原告 吉田隆介ほか131名

被告 東京電力株式会社

準備書面(16)

平成25年11月29日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 和田 光 弘

同 小 泉 一 樹

同 松 永 仁

同 近 藤 正 道

同 高 野 義 雄

同 大 澤 理 尋

同 海 津 諭

同 坂 西 哲 昌

ほか

第1 柏崎刈羽原発設置の用地選定と活断層指針

1 被告による柏崎刈羽原発設置の用地選定及び昭和50年の1号機設置許可申請時には「敷地内直下の活断層」に関する指針はなかったこと

(1) 被告が柏崎刈羽原発1号機の設置許可申請をした昭和50年3月20日当時にお

いては、資源エネルギー庁原子力委員会の定めた「原子炉立地審査指針」「軽水炉についての安全設計に関する審査指針」はあったものの、原子炉施設の一般構造における耐震構造について、「A クラス施設は建築基準法に示される震度の3倍の震度に相当する地震力に対して安全であるよう設計する」等原子炉施設の構造に関する基準等が中心であった。

(2) 敷地地盤の調査についても、原子力発電所の立地の観点から、地盤の支持力、岩質などの地質上の制約条件の有無に力点が置かれ、「発電所建家の基礎岩盤は、比較的堅硬な塊状泥岩からなる西山層であり、場所によって砂岩や凝灰岩の薄層を挟むが、建設上支障となるような大きな断層や破碎帯は見られない。」等発電所構造物の設計・施工条件の決定に必要な基盤の地質構造、力学的特性などの把握のために、試掘坑調査、坑内弾性波試験、基盤深部ボーリング調査が行われた。

(3) したがって、新第三紀層及び第四紀層についても、それぞれの堆積年代とが詳述され、「原子炉施設の設置基盤に適した新第三紀層が比較的浅い所に分布している」との調査結果が報告されているが、試掘坑調査による断層の状況については断層面が密着しており、破碎帯を伴っていないことから、岩盤全体の工学的条件としては支障がない等、「断層」は岩盤の強弱に影響を及ぼすか否かの観点から観察され、それが「活断層か否か」についての視点で調査されていなかった。

2 柏崎刈羽原発は、1号機設置後、隣接の場所に2号機、3号機及び4号機が設置され、さらに、その隣接の場所に5号機、6号機及び7号機が設置されたこと

(1) 各原子炉の設置許可申請及び許可年月日

ア 昭和50年3月20日1号機の設置許可申請、昭和52年9月1日設置許可

イ 昭和56年5月11日2号機及び5号機の設置変更(増設)許可申請
昭和58年5月6日増設許可

ウ 昭和60年4月11日3号機及び4号機の設置変更(増設)許可申請
昭和62年4月9日増設許可

エ 昭和63年5月23日6号機及び7号機の設置変更(増設)許可申請
平成3年5月15日増設許可

(2) 原子炉施設の位置(施設敷地の面積及び形状)

ア 被告の1号機の設置許可申請書には、原子炉施設の位置として、原子炉を設

置する敷地は、新潟県柏崎市と刈羽郡刈羽村にまたがる日本海に面した頂高60mのなだらかな丘陵地であり、敷地両端の凸地とそれらの間に挟まれる凹地からなっており、周辺部の丘陵地は松林に覆われているが、中央部の凹地は砂丘不毛地である。敷地の形状は汀線を長軸としたほぼ半楕円形である。敷地の面積は約420万㎡を確保する予定であり、そのほとんどは原野であるとしていた。

イ そして、最後の6号機及び7号機の設置変更(増設)許可申請書においても、敷地の面積及び形状については、1号機の設置許可申請書とほぼ同じ内容であり、「敷地全体の広さは約420万㎡である」と「確保予定」が「確定した」言い回しに変更されただけであった。

ウ すなわち、柏崎刈羽原発の敷地選定及び原子炉施設の位置は、1号機の用地取得時から、2号機ないし7号機を設置する場所も決まっていたものであり、たとえ、その後に設置許可基準の変更がされ、敷地内の重要施設直下の断層が耐震基準において考慮すべき活断層であったとしても、1号機のみならず、2号機ないし7号機の設置場所を変更することはなく、敷地内の原子炉直下の断層を耐震基準上の「活断層」ではないという解釈手法によって回避してきたのである。

第2 本件敷地内(原子炉直下)の断層(α・β断層)の評価

1 昭和51年5月以降の試掘坑追加調査

被告が、本件敷地内の断層について「活断層か否か」の観点から調査をしたのは、昭和51年5月以降、試掘坑の追加調査を行ったときからであった。

(1) 被告は、試掘坑調査の結果、大湊地区試掘坑及び荒浜側試掘坑のいずれの調査結果も、ごく小さな断層が数本認められたが断層面は密着しており、破碎帯を伴っていないことから岩盤全体の工学的条件としては支障がないとした。

(2) しかしながら、これらの断層が原子炉の安全上問題でないものであることを更に確認するとして、試掘坑を延長して、その連続性・規模・形態等を詳細に調査するため試掘坑追加調査を行った。

2 試掘坑追加調査の結果

被告は、試掘坑で確認される小断層の中で、産状や連続性の点からα断層及びβ断層を最大規模の代表的断層であり、最も新しい断層として選定し、試掘坑を延

長して両断層と第四紀層との関係を調査したとしている。

- (1) α 断層と第四紀層との関係につき、被告は、 α 断層は安田層堆積前に形成され、安田層堆積後は運動していないとした。
- (2) β 断層と第四紀層との関係について、 β 断層は安田層に若干の変位を与えているが、番神砂層は切っていない。 α 断層が安田層前に出来たことから、 β 断層もすでに安田層堆積前に形成され、安田層堆積期には基盤岩に「古キズ」として存在していたものと考え、基盤岩の侵食後、安田層の堆積、侵食に伴う応力変化によって安田層にまで変位を与える原因となったと考えられるため、試掘坑でみられる断層は安田層堆積後構造運動として活動は無かったものと考えられるが、より安全側の判断として、少なくとも番神砂層堆積後における断層の活動は無かったものと結論されたとした。

第3 指針・基準の策定と被告の安田層堆積時期の主張

被告は、敷地内(1号炉・2号炉直下)の α ・ β 断層が安田層を切っている事実から、地震学等の発展に伴って敷地内の重要施設直下の断層が「活断層」であるか否かを判断する指針や安全設計基準が変更されるに従って、安田層の堆積時期に対する見解を変更することによって、重要施設直下の α ・ β 断層の活動時期を変更し、 α ・ β 断層が「活断層」ではないと結論づけてきたものである。

1 昭和50年3月の1号炉設置許可申請時(指針なし)

- (1) 被告は、1号炉設置許可申請時、安田層の堆積期は間氷期であり、現在の海水準よりもかなり高い海水準を示したものと推定されるとし、関東第四紀研究会(1970)の発表した海水準曲線によると、安田層から得られた海水準変化曲線は、南関東地方の下末吉層から小原台砂礫層堆積期の曲線とかなり類似する。また、下末吉層は海成層を含み、地形的にも中位段丘を形成しており、これらの点でも安田層と共通していることから安田層を下末吉層に対比できるとした。
- (2) そして、下末吉層の年代は、従来地形等から間接的に求められていたが、町田・鈴木(1971)は下末吉層を覆う軽石層のフィッション・トラック年代を始めて直接的に明らかにし、約12から14万年前との結果を得た。
- (3) 安田層は、下末吉層と同時代と考えられることから、安田層の堆積年代も約12から14万年前と推定されたとした。
- (4) すなわち、 α ・ β 断層は約12万ないし14万年前以降の活動は無いとしたもので

ある。

2 平成18年9月19日「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(同日原子力安全委員会決定(新指針)の策定

- (1) 原子力安全委員会は、平成18年9月19日、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(同日原子力安全委員会決定)」(以下、「新指針」と言う。)を決定した。これは昭和56年の旧指針策定以降、平成18年当時までにおける地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積並びに発電用軽水炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映し、旧指針を全面的に見直したものである。
- (2) 新指針の基本方針としては、耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設供用期間中に極めてまれであるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれないように設計されなければならない、さらに、施設は、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点からなされる耐震設計上の区分ごとに、適切と考えられる設計用地震力に耐えられるように設計されなければならない、また、建物・構築物は、十分な支持性能をもつ地盤に設置されなければならないとされている。
- (3) 新指針は、基準地震動の策定にあたり、敷地周辺の活断層の性質、過去及び現在の地震発生状況を考慮し、さらに、地震発生様式等による地震の分類を行ったうえで、敷地大きな影響を与えると予想される地震を複数選定することとし、「敷地周辺の活断層の性質」に関しては、耐震設計上考慮する活断層としては、後期更新世(12万から13万年前)以降の活動が否定できないものとし、その認定に際しては最終間氷期の地層又は地形面に断層による変位・変形が認められるか否かによるとした。
- (4) 被告は、安田層の形成時期は、南関東地方の下末吉層の形成時期(約12万ないし14万年前)に相当するとしていたが、新指針策定後、約12万ないし13万年前に変わっていた。

3 平成24年8月10日の第5回地震・津波に関する意見聴取会(地質・地質構造関係)における委員の意見

- (1) 被告は、概要書(3頁)において、平成24年8月10日の第5回地震・津波に関

する意見聴取会(地質・地質構造関係)(以下、単に「意見聴取会」と言う。)における委員の意見は「いずれの断層も安田層の上部に変位を与えていないことを根拠に後期更新世以降の活動性を否定しているが、その安田層の層序区分の仕方が不明確である。層序区分及び各部層の年代について、再検討が必要である」との指摘を受けた旨記載している。

(2) 意見聴取会における委員の意見

ア 意見聴取会の委員は、同日、訴外小林耐震安全審査室長のほか、同阿部信太郎、同今泉俊文、同杉山雄一及び同遠田晋次委員が出席したが、下記のとおり、出席委員全員が被告の説明する安田層の堆積時期について再検討が必要であるとの方向で意見を述べた。

イ 小林耐震安全審査室長は、被告に対し「幾つか宿題が出ていますので、例えば安田層への変位の考え方、断層の性状の整理、安田層の区分けの仕方、こういったものをもう一度再考して頂けますか。あとは遠田先生の言われた地理院の背斜の成長についてももう一度整理してまた報告して下さい。」と求めた。

(ア) 杉山雄一委員の意見

「 β 断層は低角度小断層で止まっていると書いてあるけれども、これは β 断層だって上に向って低角になってしまっているわけです。だから、これは考えようによっては低角度小断層というのも β 断層と一連の構造をある意味では広く見ると…同じようなセンスを示しているわけで、…この安田層の何処まで変形・変位が及んでいるかというのは非常に微妙なところがあると思うのです。それが少なくとも阿多鳥浜より上位に来ているということは、どういうふうに判断すべきかというのは慎重に扱わないと非常にまずいのではないか。」「 α と β というのが地下でずれ動く影響が A_4 部層にまでは、つまりこれは最終間氷期の海進期に当たるかと思いますが、その可能性はまだ完全に否定できないと思うのです。」「安田層が A_3 部層というのはそこに入っている砂礫混じりのところ、1m50ぐらいはスケールでいくと正断層的にずれてしまっているわけでしょう。…私は10cmかと思ったらメートルだったので非常に気になるし、先ほども指摘しましたけれども、こういう断層は結構あるのです。浅いところで低角化してしまって、変位が分散してしまって、ただ、その中は右手側が落ちるから上の地層には何となく低角なすべり面みたいなものでずれていくということがあるので、もう少しき

ちんと本当にどういう性状かをやって頂きたいと思います。」

(イ) 今泉俊文委員の意見

「私も地形の層序が非常に分かりにくい、いたずらに混乱を招いているような気がしているのです。」「どうして安田層がこんなにたくさん分けていって、要するに堆積の環境の違い、軸を年代軸によっているかと思うと、場所によっては層序、層相を軸にとって分けているでしょう。だから古地理が全然見えないですね。変な古地理になっているなどと思って見ていたのですが、そのことが結局いつの活動の断層の変位がいつまで続いたかという時期の問題をいたずらに混乱させているように見えるのです。」「杉山さんが言っていた下に延びる、延びないということ、どこまでの地層をずらしたか、いつまでの地層をずらしたかということ、地震を起こすか起こさないか、これは以前から言われて、ずっと私たちも指摘していたはずなのですけれども、とにかくサイトの中でずれが生じたら基準ではよくないので、そこをきちんと押さえるべきだと思います。」「今回の中越沖地震のときに地表に明らかな断層が出たと言う話は聞いていないのですけれども、だから、当然こういう壁面にも今回は出てこないという話だと思います。そのことと今後出ないかどうかということはまた違うかもしれませんね。それは区別された方がいいかという気がします。いかにももう動きませんよという話のようにとられているのです。」

(ウ) 阿部信太郎委員の意見

「私も、敷地内の断層が地震を起こしたものではないと、地震を起こすようなものではないというのはいいと思いますが、変位については逆に言うと12.5万年とかそういう年代を担保したからといってその代わり将来も本当に動かないのかというのは担保できるとはまた少し話が違うという中でいけば、私は今の業者さんが説明されて話の中でいけば中越沖地震レベルの地震では動いていないのだという1つの事実としてそれを受けとめるという意味では、データベースとしてはそういうことをやった意味があるのかなとは思いました。」「安田層のどこまで行っているかということ、それぞれの細かい敷地内の断層が安田層のどこまで変位させているのかという問題と、真殿坂の話はおそらくこういうものに非常に近いところに断層があるからという観点で出されているのかという気もするのですけれども、・・・」「・・・結局そういう変形が安田層の中まで見えているのか、

見えていないのかは微妙な問題になってくると思う・・・」

(エ) 遠田晋次委員の意見

「私も基本的には杉山委員と全く同じ印象を持ちました。安田層のなかの部層の区分けと、変位の件ですね。かなり上の方まで小さい断層も走っているようですし、この辺をはっきりしていただきたいというのと、もう一つ気になるのは、この地域はある意味言葉を選ばなければ前科があるわけです。前科と言うのは、中越沖地震のときに・・・西山背斜でしたか、要するに地理院で震源からちょっと離れたところの背斜が成長したという論文が出されていますね。そういう前例がありますので、今回の中越沖地震の場合は6.8ぐらいでしたから、それほど大きくはないのですけれども、もうちょっと大きい近傍で地震が起きた時にそういう背斜の成長とかで、要するに破碎帯が動かなくても傾動が起こらないかどうか、そういう言うことも本来ならば慎重に検討すべきではないかと思います。」

4 被告の平成25年1月18日付け準備書面による敷地内断層の主張

(1) 被告は、平成25年1月18日付け被告準備書面(2)(69頁)の「基準地震動策定における(ウ)敷地周辺の活断層の評価」において、「新耐震設計審査指針で定められている耐震設計上考慮する活断層は、「後期更新世以降(約13ないし12万年前以降)の活動が否定できないもの」とされていることを明記し、敷地周辺陸域(70頁～80頁)、敷地周辺海域(80頁～89頁)、敷地近傍(89頁～92頁)及び本件敷地内(92頁～95頁)の各断層について、「後期更新世以降の活動性の有無」によって「活断層」か否かを認定していた。

(2) 被告の安田層堆積時期の主張

被告は、被告準備書面(2)(66頁以下)において、敷地近傍及び本件敷地に見られる断層の活動性の評価に関連する安田層及びその上位の大湊砂層について、次のとおり述べた。

ア 安田層は柏崎平野の周縁部、本件敷地及びその近傍に分布する。柏崎平野の中央部及び奥部では、安田層の上部が標高20ないし30mのM₁面を構成し、同段丘面は安田面と呼ばれている。また、本件敷地を含む柏崎平野の海岸部及び米山海岸では大湊砂層に整合に覆われる。

イ 柏崎平野に分布する安田面(M₁面)は、同平野において最も広く分布する段丘面であること、同段丘面を構成する安田層は起伏に富む基底面の谷地形を埋め

て堆積した淡水域から汽水域の堆積物からなり、海進に伴って堆積したと推定されることから、南関東における下末吉面(MIS5e;約13ないし12万年前)に対比されるとした。また、被告は、本件敷地内では・・全体的には粗粒から細粒に変化する堆積サイクルが認められ、そのサイクルによって安田層は下から上へ A₁ないし A₄部層の4部層に区分されるとした。

ウ なお、大湊砂層は、本件敷地を含む柏崎平野の海岸部及び米山海岸に分布し、安田層の下部(上部の間違いと思われる)を整合に覆い、標高25m程度のM₁面を構成し、大湊砂層の最上部は中子軽石層(約13万年前の降下)に対比される軽石層が挟在し、下末吉層(MIS5e;約13ないし12万年前)に対比されるとしていた。

エ したがって、被告の主張によれば、安田層(及び大湊砂層)の形成時期は、下末吉面(MIS5e;約13ないし12万年前)に対比される約13ないし12万年前であり、安田層を整合に覆う大湊砂層の最上部に約13万年前に降下した中子軽石層が挟在することから、安田層の堆積時期の最上部は約13万年前ないしはそれより古い堆積時期であるということであった。

オ 被告準備書面(2)(92頁以下)において、 α 断層及び β 断層について、次のとおり述べている。

(ア) α 断層及び β 断層は、本件原子力発電所1号機から2号機にかけて分布する正断層であり、「活動時期は、同1号機の敷地造成面で安田層 A₃部層に達し、同層中の低角度小断層で止まっており、これより上方への延長は認められないことから、少なくとも安田層堆積終了後の活動はないと評価される」とした。

(イ) すなわち、 α 断層及び β 断層は、前記の安田層の堆積時期の最上部が「約13万年前ないしそれより古い時期」を前提とすれば、安田層 A₃部層に達したとしても「約13万年前」までは達していないことになる。

カ 被告は、「これらの断層等については少なくとも安田層堆積終了以降の活動はないものと判断され、本件敷地内の断層等は、発電所の安全性の評価において、その活動性が問題となるものではないと評価している」旨述べていたが(被告準備書面(2)95頁)、これに続けて、「なお書き」で平成24年8月10日に開催された「原子力安全・保安院(当時)の地震・津波に関する意見聴取会での専門家からの指摘を踏まえ、被告は、安田層年代をより精緻に把握することを目的とした地

質調査(ボーリング調査及び試料分析等)を実施中である。」と述べていた。

5 平成25年1月25日「発電用原子炉施設の地震及び津波に関わる新安全設計基準」(骨子素案)

- (1) 原子力規制委員会が、平成25年1月25日に公表した「発電用原子炉施設の地震及び津波に関わる新安全設計基準」(骨子素案)(以下、「新安全設計基準骨子素案」と言う。)は、後に、平成25年6月19日に「発電用原子炉施設の地震及び津波に関わる新安全設計基準」として採用されるものである。
- (2) 「新安全設計基準骨子素案」による地震及び津波に対する設計の基本方針として、「重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある地震動(基準地震動)による地震力に対して、その安全機能を損なわない設計であること、さらに、施設は、地震により発生する可能性のある安全機能の喪失及びそれに続く環境への放射線による影響の観点から考えられる重要度に応じて、適切と考えられる地震力に十分耐える設計であること」、また、「施設は、想定される地震力に対して十分な支持性能をもつ地盤に設置すること、特に重要な安全機能を有する施設は、将来も活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置すること」とされている。
- (3) 基準地震動の策定に関して使用する「活断層」とは、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層を言い、内陸地殻内地震に関しては、「耐震設計上考慮する活断層としては、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できないもの」とすること、その認定に当たっては「後期更新世の複数の地形面又は連続的な地層が欠如する等、後期更新世の活動性が明確に判断できない場合」には、「中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討したうえで活動性を評価すること」とした。

6 被告の平成25年4月18日「安田層の堆積年代に関する地質調査」の報告書

- (1) 被告は、前記のとおり平成24年8月10日の旧原子力安全・保安院の第5回地震・津波に関する意見聴取会の指摘を受け、同年9月以来、安田層の堆積年代を調査し、平成25年4月18日付け「安田層の堆積年代に関する地質調査」の報告書を公表した。

- (2) 「安田層の堆積年代に関する地質調査」の報告書(以下、単に「報告書」と言う。)によれば、「敷地の安田層は、下位から MIS10～MIS9、MIS8～MIS7、及び MIS7 と MIS6 の境界付近(約20万年前)の堆積物からなり、MIS5e の堆積物を含まず、MIS5e の離水期に下降した中子軽石層を上面に挟在する大湊砂層に、不整合に覆われることが明らかとなった。」として、安田層の堆積年代を、酸素同位体ステージ(MIS)の 10 に始まり 6 に至る中期更新世末葉(約35万年前から17万年前)とした。
- (3) そして、敷地内の断層については、いずれも安田層中で止まっており、安田層堆積終了以降、すなわち「約20万年前以降」の活動は無いとした。
- (4) 被告は、報告書において、安田層堆積時期を「約12万ないし13万年前」としていた見解を「約20万年前」と変更したのである。

7 新安全設計基準による本件敷地内断層の活動性

- (1) 平成25年6月19日に原子力規制委員会決定によって制定された「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(原管地発1306191号)」(以下、「審査ガイド」という。)の目的は、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の審査において、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306192号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の趣旨を十分踏まえ、基準地震動及び基準津波の策定並びに地盤の安定性評価等に必要な調査及びその評価の妥当性を厳格に活用することである。

(2) 基本方針

- ア 「将来活動する可能性のある断層等」は、後記更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できないものとする。
- イ その認定に当たって、後記更新世(約12～13万年前)の地形面又は地層が欠如する等、後記更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。
- ウ なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断する必要がある。

る。

エ また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持基盤まで変位・変形が及ぶ地すべり面が含まれる。

オ 「震源として考慮する活断層」とは、地下深部の地震発生層から地表付近まで破壊し、地震動による施設への影響を検討する必要があるものをいう。

(3) 基本方針の解説

ア 約12～13万年前以降の複数の地形面又は連続的な地層が十分に存在する場合は、これらの地形面又は地層にずれや変形が認められないことを明確な証拠により示されたとき、後記更新世以降の活動を否定できる。なお、この判断をより明確なものとするため、活動性を評価した年代より古い(中期更新世(約40万年前以降)までの)地形面や地層にずれや変形が生じていないことが念のため調査されていることが重要である。

イ 約12～13万年前の地形面又は地層が十分に存在しない場合には、より古い(中期更新世(約40万年前)まで)地形面又は地層にずれや変形が認められないことを明確な証拠により示されたとき、後記更新世以降の活動を否定できる。

ウ 約40万年前から約12～13万年前までの間の地形面又は地層にずれや変形が認められる場合において、約12～13万年前以降の地形面又は地層にずれや変形が確認されない場合は、調査位置や手法が不適切である可能性が高いため追加調査の実施も念頭に調査結果について詳細に検討する必要がある。その際、地表付近の痕跡等とその起因となる地下深部の震源断層の活動時期は常に同時ではなく、走向や傾斜は必ずしも一致しないことに留意する。

8 被告による安田層堆積時期の変更の意図

- (1) 被告は、従来、敷地内の安田層の堆積時期を約12万ないし13万年前(1号機設置許可申請段階では12万ないし14万年前)としていたにもかかわらず、平成24年8月10日の意見聴取会において安田層の堆積時期について疑問があることの指摘を受け、かつ、新安全設計基準(当時は骨子素案)が策定され、「耐震設計上考慮する活断層としては、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できないもの」とすること、その認定に当たっては「後期更新世の複数の地形面又は連続的な地層が欠如する等、後期更新世の活動性が明確に判断できない場

合」には、「中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討したうえで活動性を評価すること」とした基準が示された後、堆積時期を「約20万年前以降」と変更したのである。

(2) 被告が従来の安田層の堆積時期を約12～13万年前としていた場合、意見聴取会において指摘されたような数々の疑問に曝され、敷地内断層が後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動を確実に否定することができないことになり、「中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討したうえで活動性を評価すること」を必要とされることになる。

そうした場合、敷地内の断層(α ・ β 断層)について再び地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討したうえで活動性を評価する必要性に迫られることになる。

(3) 被告は、安田層の堆積時期を「約20万年前以降」と遡らせることによって、敷地内の安田層を切る断層が約20万年前以降活動していないこととなることから、新安全設計基準に言う「約12万ないし13万年前以降」の活動を否定できないものではない」として、「中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討したうえで活動性を評価すること」を必要としない扱いにするつもりである。

(4) 被告は、前記のとおり、耐震安全設計指針・基準が変更され、安田層の堆積時期に関する主張を変更して、敷地直下の断層が「活断層」と認定されることを避けているのである。